

一般社団法人日本医学教育評価機構運営基本規則

目次

- 第1章 総則
- 第2章 運営部会
- 第3章 国際関係委員会
- 第4章 財務委員会
- 第5章 調査・解析委員会
- 第6章 広報委員会
- 第7章 その他
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本医学教育評価機構（以下、「機構」という。）における運営に関し必要な事項を定める。

(運営事業)

第2条 運営事業は、社員総会で決議された事業計画に基づき、運営部会及びその下部組織がこれを行う。

2 運営部会の下部組織は、国際関係委員会、財務委員会、調査・解析委員会及び広報委員会で構成される。

第2章 運営部会

(目的)

第3条 機構運営を総括し、運営に関する諸問題を担当する専門委員会として、運営部会を置く。

(権限)

第4条 運営部会は、以下の各号に掲げる事業を行う。

- (1) WFME 並びに国外関係機関との折衝及び連携・協力に関すること
- (2) 諸外国における医学教育分野別評価の動向調査に関すること

- (3) 財務に関すること
- (4) 評価内容並びに評価プロセスの調査・解析とそれらに基づく改善点等の提言に関すること
- (5) 広報に関すること
- (6) 運営部会の各委員会委員の選任
- (7) 運営基本規則の改正案の作成
- (8) その他、理事会から指示された事項

(運営部会部会長)

第5条 運営部会部会長は、理事長が推薦し理事会において選任する。

- 2 運営部会部会長は、運営部会の代表として部会を統括する。
- 3 運営部会部会長は、部会員の中から副部会長を選任し、部会長を補佐させるものとする。

(運営部会部会員)

第6条 運営部会部会員は、運営部会の各委員会委員長で構成する。

(任期)

第7条 運営部会部会長及び部会員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 運営部会部会員が、任期途中で退任したとき、欠員を補うため選任された運営部会部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営部会の開催)

第8条 運営部会は、原則として毎年2回定時に開催するものとする。

- 2 臨時運営部会は、次の各号に掲げる事由の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 運営部会部会長が必要と認めたとき
 - (2) 運営部会部会員から、会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき

(招集)

第9条 運営部会は、運営部会部会長が招集する。

- 2 運営部会の議長は、運営部会部会長が務める。

(定足数)

第10条 運営部会は、運営部会部会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

第11条 運営部会の議事は、出席した運営部会部会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(書面表決)

第12条 やむを得ない理由のため運営部会の会議に出席できない運営部会部会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、当該運営部会部会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第13条 運営部会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第3章 国際関係委員会

(目的)

第14条 機構運営のなかで国外との対応、折衝および連携・協力等について検討する委員会として、運営部会の下に国際関係委員会を置く。

(権限)

第15条 国際関係委員会は次の権限を有する。

- (1) WFME の評価申請手続き、認定更新に関すること
- (2) 国外関係機関との折衝及び連携・協力に関すること
- (3) 諸外国における医学教育分野別評価に関する情報収集
- (4) 国外への情報発信、文書作成に関すること

2 国際関係委員会は、前項各号の事業の遂行に必要な事項を審議し、また、理事会からの諮問に応じ、理事会において意見を述べる。

(構成)

第16条 国際関係委員会は、医学教育分野別質保証の専門的知識を有するあるいは医学教育にかかわる英文の校閲を行える国公立大学医学部・医科大学（以下、「医学部等」という。）の教員又は学識経験者で構成することを原則とする。

(委員長)

第17条 国際関係委員会に委員長を置く。委員長は理事長が推薦し理事会において選任

する。

- 2 国際関係委員会委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるものとする。

(委員の選任)

第18条 国際関係委員会委員は、運営部会部会長が推薦し理事会において選任する。

(任期)

第19条 国際関係委員会委員長及び委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 国際関係委員会委員が任期途中で退任した場合、欠員を補うため選任された国際関係委員会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第20条 国際関係委員会は、年2回定例で開催するものとし、委員長が招集する。

- 2 委員長は、理事長、運営部会部会長、および複数の委員の要請により、臨時の委員会を招集することが出来る。

(議長)

第21条 国際関係委員会の議長は、委員長が務めるものとする。委員長が欠けるときは、副委員長がこれにあたる。

(議事録)

第22条 国際関係委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第4章 財務委員会

(目的)

第23条 機構の財務に関する諸事項を担当する委員会として、運営部会の下に財務委員会を置く。

(権限)

第24条 財務委員会は次の権限を有する。

- (1) 予算案に関すること
- (2) 決算案に関すること

(3) 入会金、会費、評価手数料の検討に関すること

(4) その他財務に関する事項

2 財務委員会は、前項各号の事業の遂行に必要な事項を審議し、また、理事会からの諮問に応じ、理事会において意見を述べる。

(構成)

第25条 財務委員会は、医学教育分野別質保証の専門的知識を有する、医学部等の教員又は学識経験者で構成することを原則とする。

(委員長)

第26条 財務委員会に委員長を置く。委員長は理事長が推薦し理事会において選任する。

2 財務委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるものとする。

(委員の選任)

第27条 財務委員は、運営部会部会長が推薦し理事会において選任する。

(任期)

第28条 財務委員長及び委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

2 財務委員が任期途中で退任した場合、欠員を補うために選任された財務委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第29条 財務委員会は、随時開催するものとし、委員長が招集する。

(議長)

第30条 財務委員会の議長は、委員長が務めるものとする。委員長が欠けるときは、副委員長がこれにあたる。

(議事録)

第31条 財務委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第5章 調査・解析委員会

(目的)

第32条 機構による医学教育プログラムの評価内容及び評価プロセスについて調査・解

析するとともに、それに基づく提言を行う委員会として、運営部会の下に調査・解析委員会を置く。

(権限)

第33条 調査・解析委員会は、次の権限を有する。

- (1) 評価内容並びに評価プロセスに関する調査・解析
- (2) 受審大学における実地調査状況等の調査・解析
- (3) 上記に基づく改善点等の提言

2 調査・解析委員会は、前項各号の事業の遂行に必要な事項を審議する。また、理事会からの諮問に応じ、理事会において意見を述べる。

(構成)

第34条 調査・解析委員会は、医学教育分野別評価並びに医学教育の質保証に関して専門的知識を有する、医学部等の教員又は学識経験者で構成することを原則とする。

(委員長)

第35条 調査・解析委員会に委員長を置く。委員長は理事長が推薦し理事会において選任する。

2 調査・解析委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるものとする。

(委員の選任)

第36条 調査・解析委員は、運営部会部会長が推薦し理事会において選任する。

(任期)

第37条 調査・解析委員長及び委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

2 調査・解析委員が任期途中で退任した場合、欠員を補うために選任された調査・解析委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第38条 調査・解析委員会は、随時開催することとし、委員長が招集する。

(議長)

第39条 調査・解析委員会の議長は、委員長が務めるものとする。委員長が欠けるときは、副委員長がこれにあたる。

(議事録)

第40条 調査・解析委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第6章 広報委員会

(目的)

第41条 機構の広報活動及び広報に関する諸活動を担当する委員会として、運営部会の下に広報委員会を置く。

(権限)

第42条 広報委員会は、次の権限を有する。

- (1) 機構広報誌の編集及び刊行
- (2) ホームページの維持・管理
- (3) その他記者会見等の広報に関する諸活動

2 広報委員会は、前項各号の事業の遂行に必要な事項を審議し、また、理事会からの諮問に応じ、理事会において意見を述べる。

(構成)

第43条 広報委員会は、医学教育分野別質保証の専門的知識を有する、医学部等の教員又は学識経験者で構成することを原則とする。

(委員長)

第44条 広報委員会に委員長を置く。委員長は理事長が推薦し理事会において選任する。

2 広報委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるものとする。

(委員の選任)

第45条 広報委員は、運営部会部会長が推薦し理事会において選任する。

(任期)

第46条 広報委員長及び委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

2 広報委員が任期途中で退任した場合、欠員を補うために選任された広報委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第47条 広報委員会は、随時開催するものとし、委員長が招集する。

(議長)

第48条 広報委員会の議長は、委員長が務めるものとする。委員長が欠けるときは、副委員長がこれにあたる。

(議事録)

第49条 広報委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第7章 その他

(運営に関する諸規則)

第50条 本規則に定めるもののほか、機構運営事業に関し必要な事項は、運営部会において別途定める。

(改正)

第51条 本規則の改正は、運営部会の発議に基づき理事会において行う。

附 則

この規則は、平成27年12月11日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年11月22日から施行する。